

## グループホーム ながしのの里 運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、医療法人光慈会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対し、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 1 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。  
2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場になったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。  
3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。  
4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。  
5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

### (事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名前はグループホームながしのの里とする。  
所在地 知立市長篠町新田東1 1 - 1 0

### (職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。  
(法令の指定基準に遵守しております。)

- 1 管理者 1 名 以上 (2 ユニット兼務)  
管理者は、事業所の業務を掌理し、従業員指揮監督をする。
- 2 計画作成担当者 1 名 以上  
利用者の心身の状況や希望・環境をふまえ、援助目標や目標達成のための具体的なサービス計画を作成する。
- 3 介護支援専門員 1 名 以上  
上記の計画作成担当者の業務監督並びに、利用者の心身の状況や希望・環境をふまえ援助目標や目標達成のためのサービス計画を作成する
- 4 介護職員及び看護職員 6 名 以上 (兼務職員含む)  
介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護を行う。

### (利用定員)

第6条 (1 ユニット目 9 名 2 ユニット 9 名。) 18 名とする。

### (介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話

- ③ 日常生活の中で機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

- 第8条 1 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

- 第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

【入居】】

- ① 家賃 55,000円/月
- ② その他日常生活費 7,200円/月
- ③ 水道光熱費 18,000円/月
- ④ 食費 1,600円/日
- ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で個人的に特別に利用者が負担することが適当と認められる費用
  - ・ 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
  - ・ 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までにうけるものとする。

【短期利用】

- ① 家賃 1,830円/日
- ② その他の日常生活費 240円/日
- ③ 水道光熱費 600円/日
- ④ 食費 1,600円/日
  - ・ 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までにうけるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

- 第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - ② 暴力行為や、自傷他害、飲酒等による酩酊行為などのおそれがないこと。
  - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 3 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合、及びサービス利用料等の支払いが遅延し相当期間を定めた催告にも係わらず支払われない場合は、退居してもらう場合がある。
- 4 入居後利用者への面会及び利用者の外出、外泊について  
面会者は、面会の都度面会者ノートに記載する。又面会者が宿泊される時は届け出書に記入する。又利用者が外出、外泊しようとするときは、その都度外出先、外泊先、用件、帰着予定時刻を報告し届け出用紙に記入しなければならない。

5 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

- 第11条 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であったものが、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

- 第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

- 第13条 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第14条 1 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

- 第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第16条 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

- 第17条 虐待防止のための指針を整備し、必要な措置を講ずる。

(職場におけるハラスメントの防止)

- 第18条 パワーハラスメント指針を整備し、施設におけるハラスメント対策の推進を行う。

(業務継続計画)

- 第19条 施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入居者が継続してサービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、必要な措置を行う。

(その他運営についての重要事項)

- 第20条 1 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
- ① 採用時研修 採用1ヶ月以内
  - ② 経験に応じた研修 随時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

- 付 則 この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和 元年 11月 1日から施行する。  
この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和 5年 9月 1日から施行する。  
この規定は、令和 6年 1月 1日から施行する。  
この規定は、令和 7年 5月 1日から施行する。